



規程の制定・改定・廃止について

掲題の件について、さる7月18日に開催された第169回組合会で議決され、近畿厚生局への届出が完了しましたので公告します。

いずれの規程についても施行期日は、平成29年8月1日です。

制定・廃止・改定の理由等については「続紙1」に、新旧条文対照表（改定規程のみ）については「続紙2」に記載しておりますのでご参照ください。

なお、このことに関連する当組合のホームページのコンテンツの改修・公開は、本公告と同時にっております。

以上

規程改定の理由（続紙1）

【廃止する規程】

①経理規程

今般、廃止しようとするこの規程については、約10年前の平成19年10月1日に改定・施行しており、その後全く点検・見直しが行われておらず、現在、健保連が提供するモデル規程（会計事務取扱規程）とは大きく異なっている。

このことについては、すでに認識があり、本年の決算組合会に提議し、全面改定の予定であったところ、本年5月11日に実施された実地指導監査においても指摘を受けたもの。なお、現規程と新規程の内容が乖離し過ぎており、新旧条文対比表を作成するのが困難でもあることから、現行の規程を一旦廃止とするもの。

②財産管理規程（旧）

今般、廃止しようとするこの規程については、約10年前の平成19年10月1日に改定・施行しており、その後全く点検・見直しが行われておらず、現在、健保連が提供するモデル規程（規程名は同じ）とは大きく異なっている。

このことについては、すでに認識があり、本年の決算組合会に提議し、全面改定の予定であったところ、本年5月11日に実施された実地指導監査においても指摘を受けたもの。なお、現規程と新規程の内容が乖離し過ぎており、新旧条文対比表を作成するのが困難でもあることから、現行の規程を一旦廃止とするもの。

【制定する規程】

①会計事務取扱規程

上記「経理規程」に同じ。

②財産管理規程（新）

上記「財産管理規程（旧）」に同じ。

③出産育児一時金等内払金支払規程

出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度の取扱いについて（平成21年5月29日保発第0529008号）の趣旨に基づき、健保連のモデル規程を参考にこの規程を新設するもの。なお、本件については、本年5月11日に実施された実地指導監査において指摘を受け発覚したもの。

【改定する規程】

①処務規程

本規程については、本年2月に新設し、4月1日から施行となった。

第13条で「就業規則、給与規程、その他につきこの組合の規程に定めのないものについては、全て伊藤ハム株式会社の諸規程を準用する。」とあるが、国内旅費規程第3条第1号による出張（通常の出張）については、同規程第8条「出張および赴任の報告が必要な場合は、帰社または着任後5日以内に出張報告書、又は赴任報告書を作成し、所属長を経て出張承認権者に提出するものとする。」とあり、復命書（出張報告書）の提出は場合によることとなっている。健康保険組合については厚生労働省から通知された自己点検シートにその項目があり、公務員同様必ず行うものとされており、処務規程第13条にただし書を追加しようとするもの。なお、海外出張については、海外旅費規程第13条で出張報告書の提出を義務付けており、処務規程第13条のただし書に含める必要はなし。

新旧条文対照表（続紙2）

1. 処務規程

新	旧
<p>(準用規程)</p> <p>第13条 就業規則、給与規程、その他につきこの組合の規程に定めのないものについては、全て伊藤ハム株式会社の諸規程を準用する。<u>ただし、国内旅費規程第3条第1号による出張については、同規程第8条によらず、復命書の提出を必ず行うものとする。</u></p>	<p>(準用規程)</p> <p>第13条 就業規則、給与規程、その他につきこの組合の規程に定めのないものについては、全て伊藤ハム株式会社の諸規程を準用する。</p>
<p>附 則 (施行期日) (中略)</p> <p><u>・この規程の改定は、平成29年8月1日より施行する(第13条)。</u></p>	<p>附 則 (施行期日) (後略)</p>